

平成 29 年度包括外部監査  
包括外部監査人が林市長に監査報告書を提出します

包括外部監査は、地方自治体の監査機能全体を充実・強化するために、地方自治法に基づき行われます。

今回、包括外部監査人（公認会計士）が「平成 29 年度包括外部監査報告書」を林市長に提出します。

- 日 時  
平成 30 年 2 月 8 日（木） 午前 11 時 30 分から午前 11 時 50 分まで
- 場 所  
市庁舎 2 階 市長応接室
- 出席者  
林 文子 横浜市長  
包括外部監査人 おき 沖 つねひろ 恒 弘（公認会計士）及び包括外部監査人補助者
- 平成 29 年度包括外部監査のテーマ  
水道事業及び工業用水道事業について
- 取材について  
直接、市長応接室にお越しくください。

お問合せ先

監査事務局監査管理課長 高橋 馨 Tel 045-671-3354

裏面あり

◆ 地方自治法 ～抜粋～

(外部監査契約を締結できる者)

第252条の28 普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）
- 二 公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）
- 三 国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であつて、監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもの

2 普通地方公共団体は、外部監査契約を円滑に締結し又はその適正な履行を確保するため必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の識見を有する者であつて税理士（税理士となる資格を有する者を含む。）であるものと外部監査契約を締結することができる。

(包括外部監査人の監査)

第252条の37 （第1項～第4項は省略。）

5 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

◆ これまでに実施された包括外部監査のテーマ

契約年度	包括外部監査人	監査テーマ
平成 11 年度～13 年度	佐藤良二（公認会計士）	病院事業、交通事業、道路事業
平成 14 年度～16 年度	三縄昭男（公認会計士）	水道事業、公の施設管理、出資団体
平成 17 年度	中井義己（公認会計士）	市民の食
平成 18 年度～20 年度	仁平信哉（弁護士）	港湾事業、廃棄物処理、医療提供事業
平成 21 年度～23 年度	中元文徳（公認会計士）	補助金、市営住宅事業、下水道事業
平成 24 年度～26 年度	井上光昭（公認会計士）	中小企業振興施策、高齢者福祉事業、観光・創造都市戦略
平成 27 年度	沖 恒弘（公認会計士）	公有財産の管理運営
平成 28 年度		交通事業
平成 29 年度		水道事業及び工業用水道事業